



鳥取県公報

平成 20 年 8 月 12 日 (火)
号外第 88 号

毎週火・金曜日発行

目 次

- ◇ 規 則 鳥取県会計規則の一部を改正する規則 (74) (指導管理課) 3

==== 公布された規則のあらまし ====

鳥取県会計規則の一部改正について

1 規則の改正理由

- (1) 寄附金の納付方法の拡大を図るため、寄附金に係る納付の方法の特例を設けることができることとする。
- (2) クレジットカードにより納付することができる歳入を明らかにするため、指定代理納付者を指定したときは、その氏名等を告示することとする。

2 規則の概要

- (1) 寄附金のうち、その性質上納付書によりがたいものとして庶務集中局長が認めるものについては、納付者は、庶務集中局長が別に定める方法により納付することができることとする。
- (2) 知事は、指定代理納付者を指定したときは、その氏名及び住所（法人にあっては、名称及び主たる事務所の所在地）、納付させる歳入並びに歳入を納付させる期間を告示するものとする。
- (3) その他所要の規定の整備を行う。
- (4) 施行期日は、公布日とする。

規 則

鳥取県会計規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成20年 8 月 12 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県規則第74号

鳥取県会計規則の一部を改正する規則

鳥取県会計規則（昭和39年鳥取県規則第11号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中条の表示に下線が引かれた条（以下「追加条」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（追加条を除く。以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削る。

改 正 後	改 正 前
目次 第 1 章 略 第 2 章 収入 第 1 節～第 4 節 略 第 5 節 <u>証券による収入の方法等（第23条 - 第25条の2）</u> 第 6 節～第 8 節 略 第 3 章～第12章 略 附則 （口頭、掲示その他の方法による納入の通知に係る納付の方法） 第18条の3 略 <u>（寄附金の納付の特例）</u> <u>第18条の4 寄附金のうち、その性質上納付書によりがたいものとして庶務集中局長が認めるものについては、納入者は、庶務集中局長が別に定めるところにより納付することができる。</u> 第 5 節 <u>証券による収入の方法等</u> （収納した証券が不渡りとなったときの手続） 第25条 略 <u>（指定代理納付者の告示）</u>	目次 第 1 章 略 第 2 章 収入 第 1 節～第 4 節 略 第 5 節 <u>証券による収入（第23条 - 第25条）</u> 第 6 節～第 8 節 略 第 3 章～第12章 略 附則 （口頭、掲示その他の方法による納入の通知に係る納付の方法） 第18条の3 略 第 5 節 <u>証券による収入</u> （収納した証券が不渡りとなったときの手続） 第25条 略

第25条の2 知事は、地方自治法（以下「法」とい
う。）第231条の2第6項に規定する指定代理納付者
（以下「指定代理納付者」という。）を指定したと
きは、次に掲げる事項を告示するものとする。
（1） 指定代理納付者の氏名及び住所（法人にあって
は、名称及び主たる事務所の所在地）
（2） 指定代理納付者に納入させる歳入及び歳入を納
付させる期間

（公金振替）
第54条の3 略
2 前項の場合においては、出納長は、法第232条の6
第1項本文の規定による公金振替書の交付として支
払命令書の送付をするものとする。

（公金振替）
第54条の3 略
2 前項の場合においては、出納長は、地方自治法（以
下「法」という。）第232条の6第1項本文の規定に
よる公金振替書の交付として支払命令書の送付をす
るものとする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。